金沢真宗学院運営細則

(目的)

第1条 この細則は、金沢真宗学院規則(以下「学院規則」と言う。)第27条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(休学)

- **第2条** 学院長は、学院生が病気その他の事由によって休学を申し出た場合、1年間休学を 許可することができる。ただし、休学は合計3年以内とする。
- 2 休学を申請者する者は、所定の書類に必要事項を記入し提出しなければならない。
- **3** 年度の始めに休学を申し出た者は、授業料の3割に相当する金額を納入しなければいけない。
- **4** 年度途中で休学を申し出た者は、前項の規定にかかわらず、授業料及び施設費等の金員を返還しない。

(公休)

- **第3条** 学院長は、学院生が教師修練その他の事由によって欠席を申し出た場合、公休として認めることができる。
- 2 教師修練の場合は、その開催期間と前一日まで認めることができる。
- 3 忌引の期間は、次に掲げる各号とする。

(1)	父母及び配偶者	10日以内
(2)	子	5日以内
(3)	祖父母	3日以内
(4)	配偶者の父母	3日以内
(5)	孫及び兄弟姉妹	2日以内
(6)	曽父母及び伯叔父母	2日以内
(7)	甥、姪及び従兄弟姉妹	1日以内

(在学年数)

第4条 どのような事由があっても、6年間を越えて在学することはできない。

附則

この細則は、金沢真宗学院運営委員会の議をへた日(1999年6月21日)から施行する。